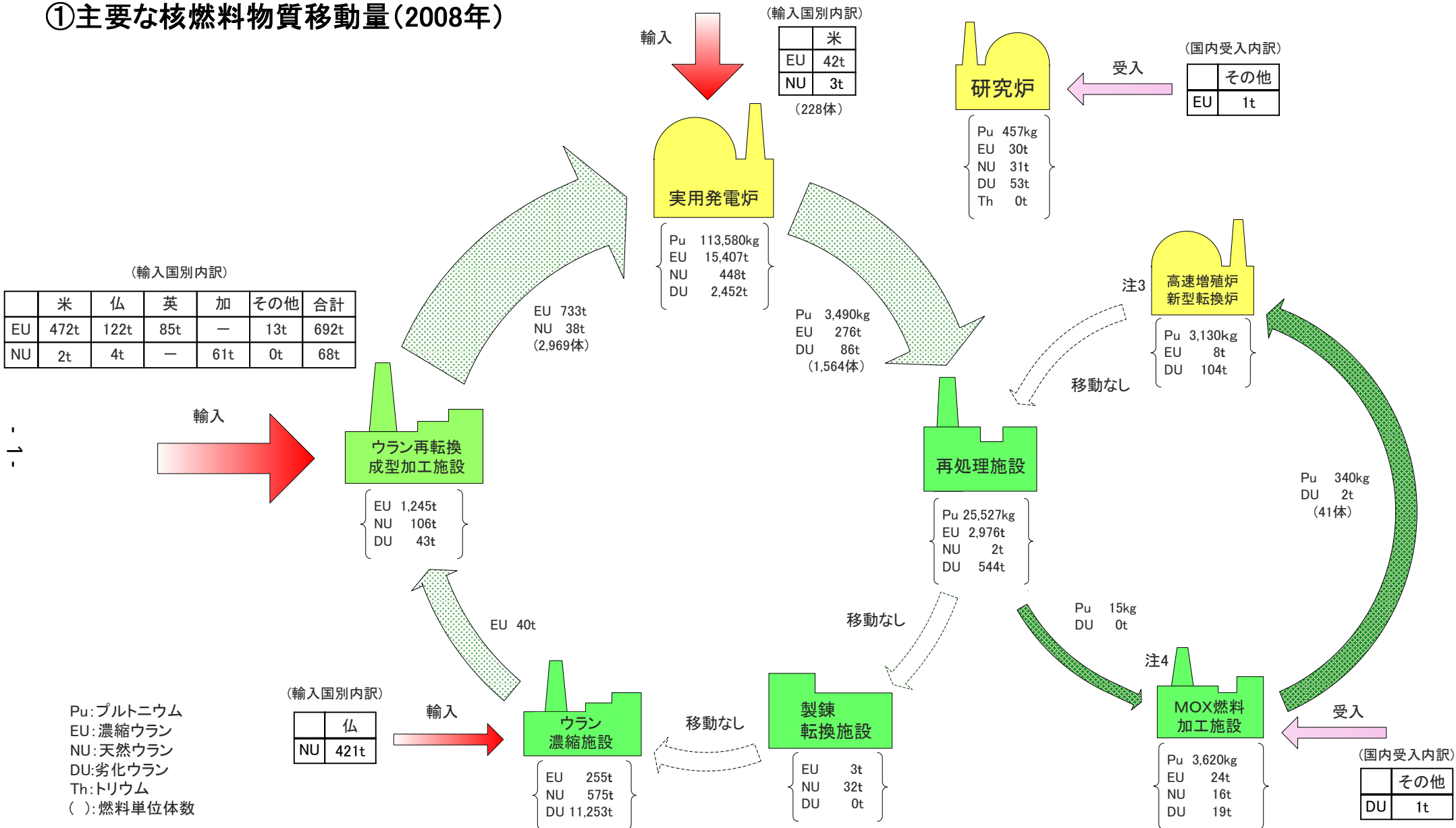


# (1)我が国における保障措置に係る核燃料物質量一覧

## ①主要な核燃料物質移動量(2008年)



11

Pu: プルトニウム  
 EU: 濃縮ウラン  
 NU: 天然ウラン  
 DU: 劣化ウラン  
 Th: トリウム  
 ( ): 燃料単位体数

## (1) ② 2008年原子炉等規制法上の規制区分別内訳

(2008年12月31日現在)

核燃料物質の区分 注1) 原子炉等規制 法上の規制区分	天然ウラン (t)	劣化ウラン (t)	濃縮ウラン		トリウム (t)	プルトニウム注2) (kg)
			U(t)	U-235(t)		
製 錬	-	-	-	-	-	-
加 工	680	11,296	1,499	60	0	-
原 子 炉注3)	479	2,609	15,444	336	0	117,167
再 処 理	2	544	2,976	28	0	25,527
使 用注4)	79	43	35	1	2	3,695
合 計注5)	1,241	14,492	19,954	425	2	146,390

注1) 核燃料物質の区分は、原子力基本法及び核燃料物質、核原料物質、原子炉及び放射線の定義に関する政令の規定に基づいており、物理的・化学的状態によらず合計量を記載している。

注2) プルトニウム量については、「国際プルトニウム指針」に基づきIAEAに報告する我が国のプルトニウム保有量であり、原子炉内装荷分は除かれる。但し、保障措置上は、国内の全てのプルトニウムをその対象とする観点から、原子炉内装荷分(常陽及びもんじゅに1,693kg在庫)も含めて管理している。

注3) 東京電力福島第一原子力発電所使用済燃料共用プール分を含む。

注4) 核燃料物質の使用の許可を受けた使用者及び法律第52条第1項第5号の政令で定める種類及び数量以下の使用者の核燃料物質の合計量を記載している。

注5) 四捨五入の関係により、合計が一致しない場合がある。

(参考) 2007年原子炉等規制法上の規制区分別内訳

(2007年12月31日現在)

核燃料物質の区分 注1) 原子炉等規制 法上の規制区分	天然ウラン (t)	劣化ウラン (t)	濃縮ウラン		トリウム (t)	プルトニウム注2) (kg)
			U(t)	U-235(t)		
製 錬	-	-	-	-	-	-
加 工	323	11,228	1,513	61	0	-
原子炉注3)	478	2,502	15,137	329	0	113,285
再 処 理	2	510	2,648	25	0	22,070
使 用注4)	79	45	35	1	2	4,036
合 計注5)	881	14,284	19,334	416	3	139,390

注1) 核燃料物質の区分は、原子力基本法及び核燃料物質、核原料物質、原子炉及び放射線の定義に関する政令の規定に基づいており、物理的・化学的状態によらず合計量を記載している。

注2) プルトニウム量については、「国際プルトニウム指針」に基づきIAEAに報告する我が国のプルトニウム保有量であり、原子炉内装荷分は除かれる。但し、保障措置上は、国内の全てのプルトニウムをその対象とする観点から、原子炉内装荷分(常陽及びもんじゅに1,702kg在庫)も含めて管理している。

注3) 東京電力福島第一原子力発電所使用済燃料共用プール分を含む。

注4) 核燃料物質の使用の許可を受けた使用者及び法律第52条第1項第5号の政令で定める種類及び数量以下の使用者の核燃料物質の合計量を記載している。

注5) 四捨五入の関係により、合計が一致しない場合がある。

## (1) ③ 国籍区分別内訳

2008年12月31日現在  
( )内は2007年12月31日現在

核燃料物質の区分 注1) 国籍の区分 注2)	天然ウラン (t)	劣化ウラン (t)	濃縮ウラン		トリウム (t)	プルトニウム <sup>注3)</sup> (kg)
			U(t)	U-235(t)		
アメリカ	103 (107)	3,139 (3,021)	14,575 (14,163)	304 (297)	1 (1)	105,351 (100,740)
イギリス	14 (14)	436 (437)	1,963 (1,867)	39 (34)	0 (0)	16,569 (16,459)
フランス	466 (44)	5,942 (5,944)	5,187 (5,019)	91 (89)	0 (0)	42,528 (40,807)
カナダ	390 (426)	4,864 (4,764)	5,419 (5,244)	108 (105)	0 (0)	44,150 (42,381)
オーストラリア	91 (32)	903 (896)	3,465 (3,349)	73 (70)	- (-)	24,276 (23,534)
中国	45 (53)	178 (168)	266 (269)	10 (10)	- (-)	838 (523)
ユーラトム	479 (55)	5,957 (5,959)	6,399 (6,015)	129 (118)	0 (0)	7,238 (5,178)
IAEA	0 (0)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	- (-)	1 (1)
その他	248 (253)	1,959 (1,950)	375 (385)	11 (12)	1 (2)	2,485 (2,242)

注1) 核燃料物質の区分は、原子力基本法及び核燃料物質、核原料物質、原子炉及び放射線の定義に関する政令の規定に基づいており、物理的・化学的状态によらず合計量を記載している。

注2) (1)②原子炉等規制法上の規制区分別内訳に示した核燃料物質量を国籍別に計上している。  
なお、複数国籍のものはそれぞれの国籍区分に重複して計上している。

注3) プルトニウム量については「国際プルトニウム指針」に基づきIAEAに報告する我が国のプルトニウム保有量であり、原子炉内装荷分は除かれる。  
但し、保障措置上は、国内の全てのプルトニウムをその対象とする観点から、原子炉内装荷分も含めて管理している。

## (2) 我が国における保障措置活動状況(2008年)

原子炉等規制法上の規制区分	施設数 <sup>注1)</sup>		計量管理報告		我が国における査察実績人・日			
	施設数	査察実績施設数 <sup>注2)</sup>	報告件数 <sup>注3)</sup>	データ処理件数	2008年実績			2007年実績 (参考)
					国の職員による人・日	指定保障措置検査等実施機関による人・日		
製 錬	-	-	-	-	-	-	-	-
加 工	6	6	402	25,424	272	25	247	292
原 子 炉 <sup>注4)</sup>	80	75	3,687	323,588	564	69	495	491
再 処 理	3	3	1,045	89,785	1,434	74	1,360	1,493
使 用	173	26	1,877	85,633	493	22	471	515
小 計	262	110	7,011	524,430	2,763	190	2,573	2,791
設計情報検認等 <sup>注5)</sup>					112	112	-	111
補完的なアクセス <sup>注6)</sup>					21	21	-	17
合 計	262	110	7,011	524,430	2,896	323	2,573	2,919

注1) IAEAによる査察対象の総事業所数を記載している。

注2) 2008年に査察実績のあった事業所数を記載している。

注3) 原子炉等規制法に基づき事業者から報告された在庫変動報告、物質収支報告、実在庫量明細表の件数の合計を記載している。

注4) 東京電力福島第一原子力発電所使用済燃料共用プール（使用施設）分を含む。

注5) IAEAに提供した施設の設計情報等の正確性及び完全性を検認・検査するもの。(IAEAの定義する査察人・日には含まれない。)

注6) 追加議定書に基づき、未申告の核物質や原子力活動がないこと等を確認するため、我が国の立会いの下、従来アクセスが認められていない場所に対してIAEAが立ち入るもの。(IAEAの定義する査察人・日には含まれない。)

注7) 査察業務の減少は、統合保障措置(全ての保障措置手段を最適形で組み合わせることにより、査察回数を減らしても効果を維持できる手法)の効果等によるものであるが、保障措置業務としては、査察業務以外にも、監視カメラや測定機器の整備・調整をはじめ、設計情報や保障措置手法の適用にかかるIAEAとの調整・手続き等があり、保障措置業務全体としては、原子力利用の拡大に伴ない業務量は増加傾向にある。